

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当り、その
翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定(保険課)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(〃)

旧慣使用林野整備計画の認可(林務課)

一般国道の区域の変更(道路課)

一般国道の供用の開始(〃)

都市計画事業の認可(都市計画課)

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)

◇ 公安規則

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく公開による聴聞(〃)

◇ 公安告示

告 示

鳥取県告示第八百二十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
駅南産婦人科クリニック	鳥取市富安一丁目一三九一二	平成三年十一月一日
米子市休日急患診療所	米子市久米町一三六	〃
戸田医院	八頭郡家町大字郡家二三五	〃
小林歯科医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七六七一四	〃
池田外科医院	鳥取市與南町八一二	平成三年十一月五日
加藤外科内科医院	岩美郡岩美町大字河崎二六六一三	平成三年十一月八日

西川歯科医院	米子市上福原一五九七一四	平成三年十一月十三日
長石医院	八頭郡智頭町大字智頭一五三七一六	平成三年十一月一日
乾医院	気高郡鹿野町大字鹿野一〇九一一五	"
葉山山本	米子市河岡五八二一二	"
今田歯科医院岩倉医院	鳥取市岩倉字上樋掛四五一一	平成三年十月二十八日

鳥取県告示第八百二十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成三年十月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名 称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月 日	試 験 結 果 の 概 要												
				粗たん 白 質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	揮発性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペプトン 消化率 (%)	D C P (%)	T D N (%)	M E (kcal/kg)	その他 の検査
神戸市	倉吉市上井320	くみあい養豚用配合飼料 ビグマイトBペレット	3.9	16.5	3.9	2.2	4.2	0.66	0.50							

倉敷市 日本農産株式会社 社水島工場	鳥取市秋里403 一1 株式会社イナキ	ノ一サノ印子豚人工乳後 期用配合飼料 スクラノソノ ノ一サノ印子豚人工乳前 期用配合飼料 ミル中印若令牛育成用配 合飼料 αクロター	3.9	20.0	5.1	2.3	5.0	0.82	0.67										
倉敷市 中郡飼料株式会社 社岡山工場		αカネニ印成鶏用配合飼 料 ウツト αカネニ印大さう用配合 飼料 大雑用	3.9	17.8	3.7	2.8	9.7	3.17	0.67										
玉野市 中国飼料合資会 社	鳥取市上珠野三 本木52-7 戸田武商店		3.9	14.4	3.1	3.1	3.7	0.64	0.58										

注 1. 飼料の名称の欄中「 α 」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第八百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所
 理事 山崎 周 作 岩美郡岩美町大字長谷八六五
 " 大森 博 " 大字馬場一一三
 " 山下 節 " 大字相山七七
 " 山口 哲 " 大字真名八三一

" 中島 武雄 " 大字岩井五七四
 " 土橋 輝美 " " 四九三一
 " 難波 昭雄 " 大字真名七一
 " 中村 勲 " 大字長谷八〇九
 " 賀山 勲 " 大字白地三一六
 " 田中 利己 " " 三一二
 " 谷口 良雄 " 大字相山三九
 " 大森 彰稔 " 大字馬場八五
 " 岡崎 隆夫 " 岩美郡岩美町大字白地四八三
 " 高垣 好二 " 大字長谷七〇〇
 " 小椋 幹雄 " 大字岩井六三七
 平成三年三月二十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山崎 周作	岩美郡岩美町大字長谷八六五
"	大森 博	大字馬場一三
"	山下 節	大字相山七七
"	山口 哲	大字真名八三―二
"	中島 武雄	大字岩井五七四
"	土橋 輝美	" 四九三―一
"	難波 昭雄	大字真名七一
"	中村 勲	大字長谷八〇九
"	賀山 勲	大字白地三一六
"	田中 利己	" 三一二
"	小林 太郎	大字馬場二五二―一
"	大森 彰稔	" 八五
監事	岡崎 隆夫	岩美郡岩美町大字白地四八三
"	高垣 好二	大字長谷七〇〇
"	小椋 幹雄	大字岩井六三七

平成三年三月二十九日就任 任期四年

鳥取県告示第八百二十三号

倉吉市谷二百七十九番地長柄正一ほか二十六人の者が共同（湯谷地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る湯谷地区（第一工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する

同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 換地計画書の写し
 - 三 縦覧に供する期間
 - 四 縦覧に供する場所
- 倉吉市役所
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十四号

倉吉市谷二百七十九番地長柄正一ほか三十二人の者が共同（湯谷地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る湯谷地区（第二工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年十一月二十七日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十五号

羽合町が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業上浅津地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年十一月二十七日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）南方地区区画整理）を平成三年十一月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十七号

江府町長から申請のあった小原地区旧慣使用林野整備計画については、

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成三年十一月二十日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成三年十一月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	変更前	倉吉市海田東町一一二地先から 東伯郡羽合町大字田後字中ノ掛 三四八―二地先まで	一一・五〇	二、五八六・〇

一七九号

変更後

倉吉市海田東町一一二地先から
東伯郡羽合町大字田後字中ノ掛
三四八―二地先まで
倉吉市海田東町一一二地先から
同市清谷字賀部田七七一地先ま
で

一一・五〇
二、五八六・〇
二五・〇〇
一、五三四・〇

鳥取県告示第八百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成三年十一月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
一七九号	倉吉市海田東町一一二地先から同市 清谷字賀部田七七一地先まで	平成三年十一月二十七日

鳥取県告示第八百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・六・一号境停車場線

三 事業施行期間

平成三年十一月二十六日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 境港市大正町、松ヶ枝町及び本町地内
- 2 使用の部分 なし

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 警察用航空機の運用に関すること。

附 則

この規則は、平成三年十二月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一百一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	プラボーカジン	株式会社平和
"	スーパーソフTEX	"
"	お祭りごっこ	"
"	フイットネス	"
"	ルーキーゼルダXO	株式会社ソフマイア
"	カッパアギP-2	"
"	ペタンゴ屋人P-2	"
"	パワーフラッシュER	"
"	キヤッスル	太陽電子株式会社
"	キングダム	京楽産業株式会社

鳥取県公安委員会告示第百二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成三年十一月二十六日

鳥取県公安委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

平成三年十二月四日 午前十一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市徳尾三三四一三
株式会社フレックスキンラク